

# 日本アイシングクッキー協会会則

## 第1章 総 則

(名称)

### 第1条

本会は、日本アイシングクッキー協会（Japan Icing Cookies Association）と称する。

(事務所)

### 第2条

本会の事務所は、京都府京都市中京区丸太町通富小路東入榎屋町 338 番地に置く。

(運営会社)

### 第3条

本会は、株式会社 Charm International Japan（京都府京都市中京区丸太町通富小路東入榎屋町 338 番地）が運営するものとする。

## 第2章 目的および事業

(目的)

### 第4条

本会は、以下2つの目的のもと活動するものとする。

1. アイシングクッキーの専門的な啓発活動ならびにアイシングクッキー業界の繁栄に役立つ人材の育成のための資格・認定・付与活動およびこれらに付随した各種活動を行い、アイシングクッキー業界の発展・活性化に貢献する。
2. 社会との関わり、活動場所を持ち人生を楽しむひとつのツールとしてアイシングクッキーを活かし、個々のライフスタイルを尊重しながら特技を活用し仕事とする人を支援する。

(事業)

### 第5条

本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. アイシングクッキーに関する啓発事業
2. アイシングクッキー資格の認定・人材育成事業
3. アイシングクッキーに関するリサーチおよびコンサルティング事業
4. アイシングクッキーに関するイベントの企画・運営事業
5. アイシングクッキーに関するグッズ開発企業
6. アイシングクッキーを利用したセールスプロモーション・広告の提案関連事業
7. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

### 第6条

本会の会員は、次の4種類とする。

1. 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
2. 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体・法人等
3. 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、団体および個人

4. 名誉会員 本会の運営やアイシングクッキーの普及に特に功労があり、理事会が推薦する者

(入会)

#### 第7条

本会に会員として入会しようとする者は、1年分の会費を添えて入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

#### 第8条

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

但し、名誉会員については、会費を納めることを要しない。また、賛助会員の会費は1口以上とする。

1. 個人会員 年額 2,500 円 (税別)
2. 団体会員 構成員数 100 人未満 年額 10,000 円 (税別)  
構成員数 100 人以上 年額 20,000 円 (税別)
3. 賛助会員 一口 年額 100,000 円

(会員の権利)

#### 第9条

会員は次の権利を有する。

1. 本会認定インストラクター講座を修了し、インストラクター認定試験に合格した者は、本会の名のもと本会作成のマニュアルを使用して同等の内容の講座を開催し、インストラクターとして活動できる。その際、講座修了生を1名輩出する毎に、本会より一定額の支払いを受けることができるものとする。
2. 本会認定インストラクター講座を修了し認定講師または認定インストラクターとなった者は、本会の開催するスキルアップ講座に参加することができる。
3. 本会が配信する講座内容と同等の動画が閲覧できる。
4. 本会認定インストラクター講座を修了した者は、個々の活動内容についてコンサルティングを受けることができる。
5. 本会よりアイシングクッキーの材料・道具を会員価格での提供を受けることができる。
6. 本会よりアイシングクッキーの新たなデザインやアレンジ、テクニックの配布を受けることができる。
7. 本会の主催する交流会や各種イベントに参加することができる。

(会員資格の喪失)

#### 第10条

会員が次の各号にいずれかに該当する場合、本会はその会員を退会したものとみなす、または会員資格の喪失を通告する権利を有するものとする。

1. 自ら退会したとき。
2. 会員が死亡、または法人および団体である会員が解散したとき。
3. 会費を2年以上滞納したとき。
4. 本会の名誉を傷つけ、または本会則あるいは会員としての義務に違反したとき。
5. 本会の活動方針に賛同できない旨を申し出たとき。

(退会)

#### 第11条

会員は、理由を付して退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

#### 第12条

会員は、退会または会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を求めることはできない。

## **第4章 役員**

(役員)

### 第13条

本会には次の役員を置く。

1. 理事（うち代表理事1名、常任理事5名以内）
2. 監事

(役員を選出)

### 第14条

1. 代表理事は、第3条に定める運営会社の代表取締役が務めるものとする。
2. 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

### 第15条

1. 理事は、理事会を組織し、本会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
2. 代表理事は、本会を代表し、その業務を総括する。
3. 常任理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または欠席のときは、代表があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
4. 監事は、本会の業務および会計の状況を監査する。

(解任)

### 第16条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

### 第17条

役員はその働きに応じて報酬を得ることができる。その内容については、理事会にて承認を得るものとする。

(顧問)

### 第18条

本会に顧問を若干名置くことができる。

1. 顧問は、本会に特に功労のあった者から、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
2. 顧問は、理事会の諮問に応じ、または本会の業務に関して意見を述べることができる。

## **第5章 会議**

(理事会)

### 第19条

1. 理事会は、毎年1回以上代表理事が招集し開催する。
2. 理事会の議長は、代表理事とする。
3. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
4. 監事および名誉会員は、理事会に出席して意見を述べるができる。
5. やむを得ない事情により理事会を開催できない場合には、書面による開催に替えることができる。
6. 次の事項は、理事会に提出してその承認を受けなければならない。
  1. 会則、事業等の変更

2. 事業計画および収支予算ならびにその変更
3. 事業報告および収支決算
4. 役員の選任または解任
5. 解散
6. その他本会の運営に関する重要事項

(議事録)

第 20 条

理事会の議事については、議事録を作成する。

## **第 6 章 会 計**

(経費)

第 21 条

本会の事業遂行に関する経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(予算等の承認)

第 22 条

本会の各年の事業計画およびそれに伴う収支予算は、理事会の承認を得なければならない。

(決算等の承認)

第 23 条

代表理事は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 24 条

この会の事業年度は、毎年 1 月 1 日にはじまり 12 月 31 日に終わる。

## **第 7 章 会則の変更および委任**

(会則の変更)

第 25 条

本会則は、理事会の承認がなければ変更できない。

(委任)

第 26 条

本会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## **附 則**

本会則は平成 26 年 1 月 16 日に制定、施行する。

平成 26 年 7 月 16 日 改訂